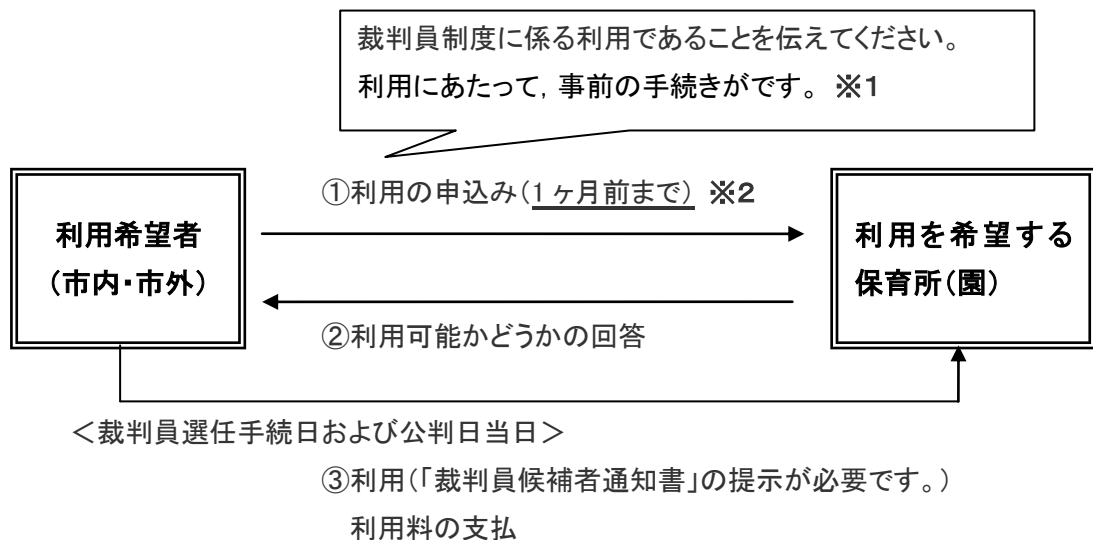


裁判員制度に伴い、県内のすべての在住者が一時保育を利用できます（平成21年5月から開始）

- 就学前の子どもを持つ県内在住の方が、裁判員や裁判員候補者に選任された場合、下記の保育所で子どもさんの一時保育をご利用いただけます。

保育所名	所在地	電話番号	対象児童	利用時間	利用料
高松保育園	高松市御坊町 2-2	821-9347	3ヶ月～ 就学前	8:30 ～ 17:30	1日あたり 2,500円
松福保育園	高松市松福町 二丁目 18-16	822-7605	6ヶ月～ 就学前		
城東保育園	高松市城東町 一丁目 1-45	822-1340	4ヶ月～ 就学前		
中野保育所	高松市中野町 27-5	831-8659	4ヶ月～ 就学前		

- 利用にあたっての手続きは、次のとおりです。



※1 高松市外の方につきましては、電話での聞き取り等でも可能です。

※2 できるだけ1ヶ月前までにお願いします。1ヶ月以内でも、空きがあれば利用が可能です。